

「令和8年度福岡県がん征圧の集い&働く世代をがんから守るがん対策推進大会」
企画運營業務委託仕様書

1 概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度福岡県がん征圧の集い&働く世代をがんから守るがん対策推進大会（以下「大会」という。）企画運營業務

(2) 大会の趣旨

我が国では、昭和56年以降、がんが死因の第1位を占め続けており、生涯のうち2人に1人の方ががんを患うと言われている。本県においても、がんは昭和52年から死因の第一位を占め、令和5年には、約1万6千人、4人に1人の方が、がんで亡くなっている。早期発見、早期診断の推進、治療技術の進歩などにより、今では、がんは治せる病気になりつつあるが、がん検診受診率の向上、がん種、世代、就労といった患者それぞれの状況に応じた支援など、更なる取組みが求められている。

福岡県では、従業員やその家族に対して、がん検診の普及啓発・受診勧奨やがんの治療と仕事の両立に取り組む県内の事業所を登録し、支援する取組みを進めており、登録数は、約7,600事業所（令和8年1月末）となっている。大会を開催し、より多くの県民にがん検診受診やがんの治療と仕事を両立しやすい環境づくりの重要性を普及啓発するとともに、事業所、市町村、県が一体となって、がん対策の推進に取り組む機運の醸成を図る。

昨年度と同様に、公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構（公益財団法人日本対がん協会福岡県支部）（以下「機構」という。）の実施する「がん征圧の集い」と合同で開催する。

(3) 事業期間

令和8年〇月〇日から令和9年3月31日まで

(4) 大会について

① 主催者

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構（公益財団法人日本対がん協会福岡県支部）

② 開催日時

令和8年9月のいずれかの土曜日

13:00～15:30

（※主会場の空き状況により日時提案）

③ 開催方法

現地開催（大会終了後、1週間を目途にアーカイブ配信）

④ 主会場

福岡市内とし、主会場付近に啓発スペースが確保できる場所（※）。
収容人数は約300人程度。

※3団体程度、1スペース 4m×3m程度

⑤ プログラム

（Ⅰ）登録事業所知事表彰

（Ⅱ）基調講演

（Ⅲ）登録事業所の優良事例紹介（提案）

※事例発表やトークでの発表など

（Ⅳ）より集客が見込まれるプログラム（提案）

（Ⅴ）その他必要な事項

2 各プログラムにおける視点

（1）登録事業所知事表彰

① 従業員やその家族にがん検診の受診勧奨を行う「がん検診推進員」又はがんの治療と仕事の両立支援を推奨する「がんの治療と仕事の両立推進員」を配置し、がん検診受診率向上並びにがんの治療と仕事の両立に積極的に取り組む事業所を「登録事業所」として県に登録しており、その中でも先進的な取り組みや他事業所の参考となるような取り組みを行っている事業所を選定し、知事が表彰を行うもの。（15社程度）

② また、令和8年度は大会が15周年となるため、2の①のアとは別に「特別表彰」を設ける。（5社程度）

③ このため、大会において、知事による表彰式を執り行うものであり、実施するにふさわしい会場の提案・確保、レイアウトや知事、被表彰者の動線などを企画すること。また、表彰状の作成、持ち帰り用の額又は筒の準備、県産品を活用した副賞の発注と配送を行うこと。

④ 被表彰事業所の選定は事前に県が行うため、被表彰事業所と準備や段取り等について協議し調整を行うこと。（20社程度表彰予定）

（2）基調講演

① 東京大学特任教授 中川恵一氏を講師として、がんの基礎知識やがんの標準治療等に関する基調講演を行うこと。

② 講演内容について企画提案し、主催者と協議の上、運営を行うこと。

③ 登壇者に対する出席依頼、報償費、旅費の支払等の諸手続きを行うこと。

（3）登録事業所の優良事例紹介（提案）

① 2の（1）の①及び②の登録事業所が実施している先進的な取り組みや他事業所の参考となるような取り組みを、他の事業所が聞きたくなるようなプログラム（※）を提案すること。

※事例発表や著名人とのトークなど

- ② 優良事例を紹介する事業所の選定は事前に県が行うため、当該事業所と準備や段取り等について協議し調整を行うこと。
 - ③ 当該事業所からの参加者に当日の交通費を支給すること。
 - ④ 出演依頼が可能な県内著名人について企画提案し、主催者と協議の上、運営を行うこと。
- (4) より集客が見込めるプログラム（提案）
- ① 集客が見込めるプログラムを提案すること。
 - ② 出演者（※）や内容について、企画提案し、主催者と協議の上、運営を行うこと。
※出演者は、がん経験者または、家族などががんをり患し、ケアの経験がある方
 - ③ 出演者に対する出席依頼、報償費、旅費の支払等の諸手続きを行うこと。

3 大会運営要領

(1) 全体

全体の運営に関しては、主催者と協議し行うこと。

(2) 企画運営

- ① 集客が期待できる内容とし、実施運営マニュアル、全体進行台本等を作成すること。また、企画書を作成し、主催者との事前打ち合わせ（業者決定後）に用意すること。
- ② 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・出演者の選定とその連絡調整、進行管理、出演者のアテンド等、すべての運営業務を主催者と協議の上行うこと。併せて必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ③ 会場誘導、駐車場整理、受付、音響、開会後のステージセッティング、PPT設定や資料配布、講演や関連発表、優良事例紹介の補助等々、運営に要する必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ④ 会場には、運営に要する人員を適切に配置すること。
- ⑤ 大会では、手話通訳を実施すること。また、写真撮影、録画を行うこと。
また、録画した大会内容を「福岡県がん征圧の集い&がん対策推進大会」のYouTubeに掲載すること。

(3) 広報宣伝

- ① 大会広報宣伝用のチラシ・ポスターの製作、印刷を行うこと。
その際、適切なイラストを準備すること。なお、主催者からチラシ・ポスターに使用するイラスト等を提供する場合があります、その場合は主催者の指示に従うこと。

※令和7年度実績：約9,000枚

※令和8年度作成予定：約9,000枚

- ② チラシ・ポスターには視覚障がい者に配慮し、音声バーコード・切り欠きを付けること。また、裏面の活用など、効果的なレイアウトを工夫すること。
- ③ 作成したチラシ及び主催者が作成したチラシは、約7,650の登録事業所及び主催者が指示する後援団体等に必要部数を送付するとともに、集客に効果的と思われる団体等に積極的に配布すること。

※令和7年度実績：約220団体（登録事業所除く）

※令和7年度機構実績：約780カ所

- ④ 広く県民に周知するため、新聞・テレビ・ラジオ・雑誌・交通広告・SNS広告等の各種媒体を効果的に活用した告知や広告等の企画を提案し、実施すること。
- ⑤ 来場者については事前申し込み制とし、事前の参加申込者数が把握できるようにすること。
- ⑥ 申し込み開始から大会開催当日までの間、定期的に事前申込者を主催者に報告すること。
- ⑦ その他、街頭での宣伝活動等、広報に有効なものについて積極的に提案し、実施すること。

(4) 会場準備

- ① 立て看板、案内表示、装飾（ステージ花等）、音響機器、映像機器、名札、インカム、出演者（発表者、基調講演講師、トークショー出演者等）の昼食、開催に必要な物品のリストを提案し、主催者と協議の上、準備を行い、予算の範囲内で支払いを行うこと。
- ② 会場及び控え室の設営や撤去、配布資料の準備や片づけは、主催者及び関係者と協議の上、協力して行うこと。
- ③ 会場のレイアウトを考慮した上で、主催者のがん検診受診促進の取り組みや啓発グッズ等を展示するコーナーの設置及び他の団体が展示するスペースの確保すること。
- ④ 会場の設営や利用については、会場管理者の使用規則に従うこととし、使用制限（区域や時間等）に留意すること。
- ⑤ 催物開催届出書等、会場の利用に必要な書類を作成し提出すること。

(5) 当日会場における資料の配布等

- ① 当日資料は、封筒や袋を準備の上、前日までに封入を行うこと。
- ② なお、主催者から関連事業に関する資料の封入等を依頼する場合があります、その場合は主催者の指示に従うこと。
- ③ 受付において、来場者に当日資料やアンケート等を配布するとともに、来場者数をカウントしておくこと。

- ④ 主催者が開催当日街頭でのチラシ配布を実施するため、実施に必要な会場周辺の道路使用許可申請等を行うこと。
- ⑤ その他必要な事項については、主催者と協議を行うこと。

(6) アンケートの実施

- ① 主催者と調整の上アンケートを作成すること。
- ② 受付で配布したアンケートをイベント終了後、回収すること。
- ③ Web アンケートフォームを設置すること。
- ④ 実施したアンケートを集計し、主催者に提出すること。

(7) 報告書の作成

業務完了後、取組内容等を取りまとめ、業務完了報告書として主催者に提出すること。

(8) 著作権

制作物の著作権は、主催者に帰属するものとするが、これによりがたい場合は、主催者と協議の上、取り扱いを決定するものとする。

4 経費等

- (1) 本事業の実施に必要な経費は、委託料として発注者において支出する。委託料には、講師の謝礼・交通費の他、必要とする資材、機材の運搬費、会場使用料等を含む。
- (2) 本事業の終了後、速やかに経費の精算を行うこととする。なお、支払限度額は、当初契約の委託金額とする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者の双方で別途協議を行うこととする。